

児童死亡事例検証報告書

令和8年3月

千葉県社会福祉審議会

児童福祉専門分科会処遇検討部会

目 次

1 検証について	1
(1) 検証の目的	
(2) 検証の方法	
2 検証事案	2
(1) 事案の概要	
(2) 家族の状況	
(3) 本事案の経過	
3 課題	24
4 再発防止に向けた提言	25
【資料】	26
1 委員名簿	
2 検証委員会の開催状況	

1 検証について

(1) 検証の目的

本市では、児童虐待を受けた児童が心身に著しく重大な被害を受けた事案について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づき、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会において検証を行うこととしている。

本検証は、令和5年7月、本市から転出した家庭において、転出後の一定の時期まで本市の児童相談所が関与していた0歳の男児が亡くなった事案について、事実の把握と発生要因等の分析により問題点・課題を抽出し、必要な再発防止策の検討を目的としたものである。

なお、この検証は、児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

(2) 検証の方法

検証に当たっては、本市関係機関へのヒアリング、関係機関の記録の収集等を実施し、事実関係を把握した。なお、本事案は、本市の児童相談所及び行政機関だけでなく、この家庭が本市から転出した後でA県の児童相談所及びB市の行政機関の関わりもあったため、本市、A県及びB市の3者により資料等を共有しながら、ヒアリング等を行い、事実関係を整理した。

また、関係機関へのヒアリングにより得られた情報については、本市、A県の児童相談所及びB市の関係機関が関わっていたため、各機関の関係職員に協力を依頼し、その結果を共有した。

本事案についての事実関係を把握した後、問題点・課題を抽出し、その上で再発防止策を検討し、提言として整理した。

なお、本事案については、逮捕された当事者が不起訴となったため、裁判の傍聴による情報収集はない。

※本報告書の表記について

本報告書内の表記については、個人が特定できる情報を削除するなどプライバシーに配慮し、団体名等についても特定できないよう記号化し表記している。

2 検証事案

(1) 事案の概要

本事案の生後11ヶ月の0歳男児（以下「本児」という）は、令和4年8月25日に出生したが、令和4年8月30日、妊娠35週まで妊婦健診未受診を理由としてネグレクトの疑いの通告があり、本市C児童相談所は本児を一時保護した。なお、母は、この一時保護について、開始時には同意していた。

本家庭は、令和4年9月初旬に本市からB市に転出したが、この時点では本児はまだ一時保護中であった。

令和4年10月13日、本市D区役所保健福祉センターE課（母子保健担当部署）は、B市の母子保健担当部署へ本家庭の継続支援を依頼した。

令和4年12月5日、本市D区役所保健福祉センターF課（児童福祉担当部署）は、B市の児童福祉担当部署へ本家庭のケース移管を実施した。また同月9日に、本家庭に係る個別ケース検討会議が行われた。

本児は、令和5年4月からB市の保育園に入園し、令和5年4月12日には、本児の一時保護が解除された。

本市C児童相談所は、A県の児童相談所と令和5年4月25日からケース移管協議を開始した（令和5年6月7日にケース移管を完了）。

令和5年5月18日、個別ケース検討会議が行われた。

本家庭は、令和5年6月6日にB市内で転居した。これに伴い、本児は保育園を退園した。

令和5年7月26日（水）、本児がB市の医療機関に救急搬送され、その後死亡が確認された。死因は不明であった。なお、本児には、頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などの受傷が確認された。

令和6年7月10日、本児に対する傷害及傷害致死の疑いで母が逮捕された。

令和6年7月31日、母は処分保留で釈放され、以降、在宅での捜査が継続された。

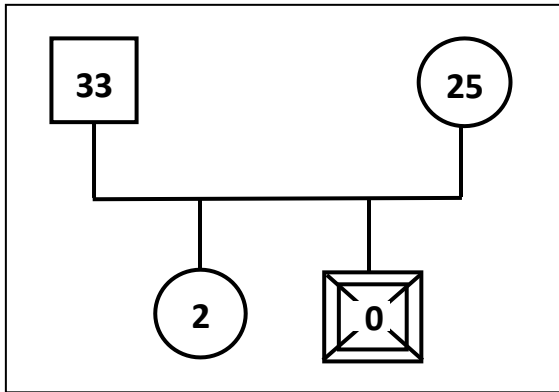
令和7年8月22日、千葉地方検察庁は母を不起訴とした。

(2) 家族の状況（本事案発生当時）

- ・住所 B市
- ・家族構成

続柄	年齢	所属・職業
父	33	無職
母	25	無職
姉	2	所属なし
本児	0(11ヶ月)	所属なし

<本事案発生当時のジェノグラム>



(3) 本事案の経過

R4. 8. 10		本市 D 区 役所保健 福祉セン ターE課	○保健師が家庭訪問 ・母へ妊娠について問うも、「太っただけ。 お菓子を食べ過ぎちゃって」と答える。 ・母子手帳が未交付であることを確認。
R4. 8. 25	本児出生		
R4. 8. 30	本児の一時 保護開始	本市 C 児 童相談所	○本児を一時保護（乳児院へ一時保護委 託） ・妊娠 35 週まで妊婦健診など未受診。 ・ネグレクトで通告受理。 ・一時保護について母の同意を得る。
R4. 8. 31		本市 D 区 役所保健 福祉セン ターE課	○家庭訪問 ・父母在宅。 ・父から今度の転居先は B 市内と聴取 ・母は、本市 C 児童相談所から子育てで できる環境が整うまで解除できないと説明 があったと話し、「こどもを見相にとられ ちゃいました」と泣いている。
R4. 9 初旬	本市 D 区か ら B 市へ転 出		(住定日は、令和 4 年 9 月 13 日)
R4. 9. 6		本市 C 児	○母へ家庭訪問予約のため電話連絡。

		童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・母より B 市に転居した話が出た。
R4. 9. 9		本市 D 区 役所保健 福祉セン ターE 課	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・B 市母子保健担当部署に支援を依頼することについて了解を得る。
R4. 9. 14		本市 C 児 童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ家庭訪問予約のため電話連絡。 ・家庭訪問を伝えると、母は「何しに来るのか」と拒否するが、育児環境の確認する旨伝えると了承。 ・新住所について、「本市 D 区役所保健福祉センターE 課の保健師に知られてほしくない。本当は誰にも関わってほしくなかった。話を聞いてくれるのはありがたいけど、いきなり家に来られたりして、プライベートを監視されているようで嫌だった」と話す。 ・一時保護について、「児相に預けたくなかったが、周りが勧めて連絡したら一時保護になった。保護には納得していない。なんで大事な時期を一緒に過ごせないのか。健診未受診だったから一時保護されたというが、気づかなかったから仕方ないじゃないですか。なんで子育てのことに口出しするのか」と本市 C 児童相談所に対して話す。
R4. 9. 21		本市 C 児 童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・母のみ在宅 ・室内はある程度片付いていたが、様々な生活用品が乱雑に置かれていて、養育環境に課題を感じる。 ・母は保育園入園等を拒否。 ・支援体制が整わない状態で一時保護解除はできない旨伝えると、「解除のために保育園への入園が必要なら探すしかない。手続きは自分でやる」と話す ・母は一時保護への不満や本市 C 児童相談

			所等は信用できないと話す。
R4. 9. 30		B市児童福祉担当部署	○本市D区保健福祉センターF課から一時保護している当該世帯がB市へ転入したとの情報提供を受ける。
R4. 10. 3		本市D区役所保健福祉センターE課	<ul style="list-style-type: none"> ・本市C児童相談所から「母が関係者に対して全面拒否の状況であり、解除の目処は立っていない」ことを担当保健師が確認。 ・(継続的に支援するため)母子保健部門の引継ぎは先に進めていくことを本市C児童相談所と共有する。
R4. 10. 5		本市D区役所保健福祉センターE課	<ul style="list-style-type: none"> ○B市母子保健担当部署へ電話連絡。 ・B市へ継続支援依頼文書を送付する旨を伝える。
R4. 10. 6		本市D区役所保健福祉センターE課	<ul style="list-style-type: none"> ・母が転入時の母子保健手続きをしていないことを確認する。
R4. 10. 11		本市C児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・母は、本児への面会を希望し、父の休日に予定したいと話す。 ・保育園申請のために本市C児童相談所からB市へ情報提供してよいか提案するも、母は専業主婦で保育園に入れないと拒否する。
R4. 10. 13		本市D区役所保健福祉センターE課	○B市母子保健担当部署へ継続支援依頼文書を送付。
R4. 10. 17		B市母子保健担当部署	本市D区役所保健福祉センターE課から継続支援依頼文書を受理する。
R4. 10. 19		本市C児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○面会調整のため母へ電話連絡 ・一時保護が2か月を超えるため、延長の同意を打診。母は「(同意を)するわけがない。その場合、家庭裁判所へいくことは知

			っている」と話す。
R4. 11. 7	父母の入籍		
R4. 11. 8		本市 C 児童相談所	○本児の 33 条審問 ・父母は出席したが、本市 C 児童相談所職員の同席を拒否 ・家庭裁判所から父母の発言内容が本市 C 児童相談所に伝達され、保育園等の利用には前向きな姿勢を示し、B 市の支援は受け入れる意思があることを確認する ・保育園の申込みや本市 C 児童相談所からの連絡に父母が応じるなどの発言もあった。
R4. 11. 22		本市 C 児童相談所	○家庭訪問。 ・父母在宅、室内は片付いている。 ・本児の予防接種について、予診票及び委任状のサインを父母に依頼するが、父から「自分は予防接種を全く受けていないが、困ったことは一度もない。本市 C 児童相談所には不信感しかない」と拒否する。 ・父は、「本市 C 児童相談所との関わりを早めに終え、県児童相談所へ切り替えたい。本市と関わることの精神的負担も考慮してほしい」と話す。
R4. 11. 28		B 市保育担当部署 本市 C 児童相談所	○本市 C 児童相談所職員が同席の上、本児の保育園入園申請手続きを行う。保育園の新規入園申請を受理する。
R4. 12. 5		本市 D 区役所保健福祉センターF 課	○B 市児童福祉担当部署へケース移管依頼の文書を発出する。
R4. 12. 6		本市 C 児童相談所	・県児童相談所に 12 月 9 日の個別ケース検討会議出席を打診。(本児の一時保護解除後、ケース移管の際にしてほしいとして欠席)
R4. 12. 7		B 市児童福	本市 D 区役所保健福祉センターF 課からケ

		祉担当部署	ース移管。
R4. 12. 9		本市 C 児童相談所 B 市母子保健担当部署 B 市児童福祉担当部署	○個別ケース検討会議 ・本児について、出生体重は小さめだが、健康上特段の配慮は要しない。 ・保育園や B 市母子保健担当部署、B 市児童福祉担当部署の訪問等により、養育状況を確認しつつ、育児に関する助言を適宜行っていく。児童虐待が疑われる場合は児童相談所等へ通告を検討することを確認。 ・父母は保育園利用について、必要性を感じていないが、一時保護解除の要件であると認識。 ・近隣の保育園は、待機児童が多く、入園見込み時期は 4 月としばらく先となる。 ・母は、養育力は高くないと思われる ・当該家庭の今後の支援について、保育園利用につなげられるよう、本市 C 児童相談所から B 市へ保育園利用に係る通知を发出する。本児が適切に養育されているか、関係機関が定期的に家庭訪問するなどにより見守る。父母の養育力の低さを補えるよう、適宜養育に資する助言をしたり、社会資源の利用を促すことを確認する。 ・保育園利用開始までは、月 1 回程度の訪問を実施していくこととした。
同日		本市 C 児童相談所	○本児の一時保護延長承認の審判
R4. 12. 13		本市 C 児童相談所 B 市児童福祉担当部署	○本市 C 児童相談所と B 市児童福祉担当部署で家庭訪問実施。母は不在のため、母在宅の 12 月 21 日に再度家庭訪問予定とする。 ・室内は片付けられており、乱雑さや不潔さはない。室温も高い。
R4. 12. 19		B 市保育担当部署	・本市 C 児童相談所から「保育の実施等が適当であると認める者の保育所入所につ

			いて」の通知を受理。
R4. 12. 21		B市児童福祉担当部署	○家庭訪問実施。 ・母は急な仕事のため不在。
R4. 12. 26		B市母子保健担当部署	○家庭訪問。 ・父母在宅。 ・母は最初は不機嫌な態度であった。 ・室内乱雑さはなし。
R5. 1. 4～R5. 1. 6		B市福祉相談窓口	・母から、収入面が不安であることについて相談を受ける。 ・手当がもらえない、又は支給されたが生活が苦しいという場合はまた相談するように伝える。 ・緊急支援としてフードバンクから支援可能の旨を伝えると、母は希望する。 ・併せて両親・親族へ支援を依頼してもらうことと、家計を含めた今後の支援方針を話し合いたいことを伝える。
R5. 1. 10		B市福祉相談窓口	○フードバンクへ3か月間の食料支援を依頼する。
R5. 1. 17		B市福祉相談窓口	○母へ電話連絡。 ・フードバンクから食料が届いた。 ・母がコロナに感染し、細かい話ができなかったため、体調回復後、電話・メールで連絡するよう伝える。
R5. 1. 20		B市児童福祉担当部署	○母から電話連絡 ・母の体調不良により家庭訪問キャンセルの申出がある。
R5. 1. 25		B市福祉相談窓口	○母へ電話連絡。 ・来所が難しければ訪問もできることを伝えると「夫と相談する」とのこと。
R5. 1. 27		B市児童福祉担当部署	○母から電話連絡。 ・引き続き母は体調不良であった。 ・2月1日の家庭訪問を約束する。
R5. 2. 1		B市児童福祉担当部署	○家庭訪問実施。 ・玄関を開けた状態で母と面談を実施。

		署	<ul style="list-style-type: none"> ・昨日から本児が外泊予定であったが、発熱のため不在。 ・母は困っていることはない話す。
R5. 2. 6		B市福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ何度か電話連絡も応答しないため、メールを送信する。 ・近況の確認と、今後はメールでのやりとりも可能と伝える。
R5. 2. 7		B市福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○母からメールを受信する。 ・仕事中は電話に出られないため、今後はメールでやりとりしたいとのこと。
R5. 2. 8		B市児童福祉担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ○B市福祉相談窓口から電話連絡。 ・母の過去の相談内容を共有するが、母から聞いていた内容とかなり相違があった。 ・B市福祉相談窓口が母に他の機関に相談していないか確認した際は、「相談しておらず、子育てについても悩みはない」との回答であったとのこと。
同日		本市C児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○B市児童福祉担当部署から電話連絡。 ・B市福祉相談窓口からB市児童福祉担当部署に「1月初めに、母から経済的に困っているとの相談があったこと」、「3か月分のフードバンクの申請をした」という情報提供があったと報告を受ける。 ・B市児童福祉担当部署からB市福祉相談窓口「本市C児童相談所とかかわりがあること」、「A市児童相談所の連絡先と担当者の名前」を伝えたとのこと。
R5. 2. 9～R5. 2. 13	本児外泊		
R5. 2. 10		B市保育担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ○本児の保育園入所を決定し、自宅へ通知を郵送。父母ともに「就労」要件であったため、本件は就労として認定。
R5. 2. 13		本市C児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○外泊中の家庭訪問。 ・育児の様子は、手技自体は概ね問題ない。 ・外泊後に不審な傷あざや世話が行き届いていない状況はないことを確認した。

R5. 3. 1		本市 C 児童相談所	○本市 C 児童相談所から B 市福祉相談窓口へ電話連絡。 ・本児は、早ければ 3 月下旬に保護解除となり、自宅に帰る見込みであると伝達。 ・当該家庭へ継続して経済的な面での見守りを依頼。
R5. 3. 2		B 市母子保健担当部署	○家庭訪問。 ・母が仕事のため不在。
R5. 3. 16 R5. 3. 24	～	本市 C 児童相談所	○本児の外泊実施。 ・父母らが胃腸炎により体調を崩したため、外泊中の家庭訪問は中止となる。 ・外泊後に不審な傷、痣や世話が行き届いていない状況は確認されなかった。
R5. 3. 16		B 市福祉相談窓口	○母からのメールを受信する。 ・フードバンクによる支援へのお礼と、父の健康状態は可もなく、不可もないという内容。 ・家計状況の話をしたいため、来所又は訪問での面談を提案するも、これには返信なし。
同日		B 市保育園	○入園説明会のため、来園。 ・園の決まりごと等を説明。
R5. 3. 24		B 市児童福祉担当部署	・B 市保育園から電話連絡を受ける。 ・本市 C 児童相談所から B 市保育園へ情報がなかったとのことで、B 市児童福祉担当部署からこれまでの経緯等を説明する。 ・B 市保育園の面接では、父母から一時保護等の話が出てこなかった。 ・父はこどもに慣れていない感じではあった。 ・保育園入園に当たっての説明会では、病院受診で予定が合わない、具合が悪いからとの理由で 2 回キャンセルとなった。
R5. 3. 24		B 市福祉担当部署	○福祉支援申請のため来所。 ・父が休職していること、令和 4 年 11 月

			から母は就労している、との情報を聴取する。
R5. 3. 28		B市福祉担当部署	○家庭訪問。 ・福祉支援申請開始に係る調査に対し、父母ともに協力的であった。 ・他に特段目立った点はなし（猫2匹の飼育を確認）
R5. 3. 30		本市 C 児童相談所	○B市児童福祉担当部署へ電話連絡。 ・本児が3月31日から長期外泊予定となっており、問題がなければ4月中旬に一時保護解除となる見込みであるとの情報を共有する。
R5. 3. 31		本市 C 児童相談所	○B市保育園へ、本児について情報提供
R5. 3. 31 R5. 4. 12	～ 本児の長期外泊	本市 C 児童相談所	長期外泊扱いで家庭に戻る。
R5. 4. 1	本児がB市保育園に入園	B市保育園	○本児が保育園に入園（4月3日から慣らし保育）。
R5. 4. 4		本市 C 児童相談所	○家庭訪問を実施。 ・父の病状悪化に伴い福祉支援を申請したことを把握。 ・当面の生活が苦しいような事は見受けられず、不安が取り除かれたとして一時保護解除を検討。 ・本児の頬にひっかき傷が見受けられるが、父によると「自分でひっかいてしまった」とのこと。
R5. 4. 5		B市保育園	○本児の頬にひっかき傷があることを確認。 ・母から「食事準備中に姉がやった。姉にも傷があり、お互いやりあった」との聴取
同日		本市 C 児童相談所	○B市福祉担当部署に電話連絡 ・本事案について、本市 C 児童相談所が関わっている旨、説明。 ・B市福祉担当部署によると「現在、調査

			<p>中であり、4月中には福祉支援の可否が決まる」とのこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉支援が決定したら、本市C児童相談所まで一報いただきたい旨依頼。また、それを以て、ケース移管の関係者会議にB市福祉担当部署も声がけするか相談したい旨伝える。 <p>※B市福祉担当部署には記録なし。</p>
R5. 4. 7		本市 C 児童相談所 A 県児童相談所	○ケース移管にかかる事前連絡
R5. 4. 11		本市 C 児童相談所	<p>○B市児童福祉担当部署から電話連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月4日の家庭訪問で、本児と父母は落ち着いて生活できている様子だった。 ・家庭の状況を踏まえ、4月12日に判定会議を行い、一時保護解除及びA県児童相談所へ移管予定であることを説明する。
R5. 4. 12	本児の一時保護解除	本市 C 児童相談所	<p>○一時保護解除を決定。</p> <p>解除理由：保育園利用や、関係機関の訪問の受け入れ等が確認でき、養育環境の調整がついたことから、在宅での指導が適当と判断したため。</p>
R5. 4. 13	福祉支援受給	本市 C 児童相談所	<p>○本市 C 児童相談所から B 市福祉担当部署へ電話連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月12日付で本児の一時保護を解除していると伝えた。 ・B市福祉担当部署からは、福祉支援について、本日決定したと伝えられた。 <p>※B市福祉担当部署には記録なし。</p>
R5. 4. 14		B市福祉担当部署	<p>○父、母、姉、本児が来庁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父が休職していた職場を退職したことを確認する。 ・転居支援の対象となることを説明する。
R5. 4. 19		B市児童福祉担当部	<p>○B市保育園へ電話連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の本児らの様子を確認。

		署	・傷痕はなく、衛生面でも気になる様子はない。
R5. 4. 25		本市 C 児童相談所	○A 県児童相談所へ移管協議の電話連絡。 ・受理後 48 時間の安全確認のため、B 市保育園に登園確認をしてほしい旨の連絡があった。
同日		本市 C 児童相談所	○B 市保育園に電話連絡。 保育園には、概ね毎日通園し、本日も登園を確認したとのこと。A 県児童相談所に伝える。
同日		A 県児童相談所	○受理会議。 ケース移管協議開始を決定。 ・本児はネグレクトで、継続指導中の移管。 ・ネグレクトが発生した背景について、本市 C 児童相談所にアセスメントを確認。 ・支援者の確認をしつつ、関与の目的を整理して、順調であれば市への送致も視野に入れることを検討。 ・本市 C 児童相談所へ受理会議した旨電話連絡。
R5. 4. 28		本市 C 児童相談所	○B 市福祉担当部署へ電話連絡。 5 月 18 日の個別ケース検討会議に出席するよう依頼。 ※B 市福祉担当部署には記載なし。
R5. 5. 1		B 市福祉担当部署	○母から電話連絡。 ・母に転居の進捗状況について確認したところ、「一旦申し込みしたが、部屋数が少ないため、キャンセルした」とのこと。 引き続き転居支援を行う。
同日		本市 C 児童相談所	○B 市福祉担当部署から電話連絡。 ・5 月 18 日の個別ケース検討会議は欠席するとの連絡。 ※B 市福祉担当部署には記録なし。
R5. 5. 8		B 市保育園	・顔に傷があることを確認する。

			<ul style="list-style-type: none"> ・母から「ベビーベッドの柵にぶつけた」「自分で玩具を落とした」と聞き取り。 ・念のため本児の傷を写真に残す。
R5. 5. 9		本市 C 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○ケース移管の事前協議。 ・ケース票、児童記録票をもとに A 県児童相談所と事前協議を実施。 ・父親親族情報等を追加で提供を依頼する。 ・5/18 に個別ケース検討会議を実施し、同日に同行訪問を予定する。
同日		本市 C 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○B 市保育園へ電話連絡 ・本児の登園状況について確認する。 ・B 市保育園の園長から「本児の顔等に複数の傷あざを確認したこと」「傷あざの写真を撮ったこと」「母親は、あざについて『ベッドについているおもちゃが落ちて当たってしまった』と説明していること」「あり得ない話ではないが、これまでの経緯を鑑みると怪しくもあること」等の報告を受ける。 ・当該写真の確認はしなかった。
同日		本市 C 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○B 市母子保健担当部署へ電話連絡 ・本児の近況を共有し、本児の顔にあざがあったことを伝える。 ・近々の訪問時に、家庭内での環境について確認してもらえないか、依頼する。
R5. 5. 15		B 市保育園	<ul style="list-style-type: none"> ○本児の顔に傷があることに加え、腹や背中に湿疹を確認。 ・母から「傷は気づかなかった。湿疹は様子を見る」ことになった。 ・念のため本児の傷を写真に残す。
同日		B 市母子保健担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡するもつながらず。
同日		B 市保育園	<ul style="list-style-type: none"> ○本児の腹や背中に湿疹が継続していることを確認。

			<ul style="list-style-type: none"> ・職員から母に医療機関の受診を勧める。
R5. 5. 17		B市保育園	<ul style="list-style-type: none"> ○受診のため欠席の連絡。 ・母から「受診時すでに湿疹がなくなっていたため、『あせも』との診断だった」との連絡あり。
同日		本市 C 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母から電話連絡。 ・B市内で転居する旨の話を受ける。
同日		B市児童福祉担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ○B市福祉担当部署へ本家庭の情報共有のため電話連絡。 ・家庭訪問時は、家の中には不衛生な様子はなかった。
R5. 5. 18		本市 C 児童相談所、A 県児童相談所、B市保育園、B市母子保健担当部署、B市福祉相談窓口、B市児童福祉担当部署、乳児院	<ul style="list-style-type: none"> ○個別ケース検討会議実施。 ・本児が適切に養育されているか、児童相談所や関係機関の訪問などにより見守っていくこと、父母の養育力の低さを補えるよう、適宜養育に資する助言をしたり、社会資源の利用を促すこと、児童虐待が疑われる状況がある場合については、児童相談所等への通告を検討すること等を共有。 ・B市保育園は、傷あざの写真を持参し、傷あざがあったことを報告したが、写真の共有は行われなかった。 ○乳児院の発言 <ul style="list-style-type: none"> ・本児は常に泣いており、理由は特定できなかったが、3ヶ月くらいから落ち着きが出てきた。 ・外泊中に発熱があったとき、母からどうもできないため戻したいとの相談があった。 ・養育を地獄だと言っていたときもあった。 ○B市児童福祉担当部署の発言 <ul style="list-style-type: none"> ・過去に3回家庭訪問。電話はつながりにくい。 ○B市母子保健担当部署の発言 <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健診の集団検診に来なか

			<p>ったため、3月2日に家庭訪問。連絡がつかない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産お祝い金を渡すやりとりで子どもの状態も確認したい。 <p>○B市福祉相談窓口の発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母から父の休職と養育不安の相談を受けて関与。家計の見直し等をメインに支援している。 <p>○B市福祉担当部署（欠席）</p> <p>○B市保育園の発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園から「本児にたんこぶや傷擦過傷が見られたこと。母からは『おもちゃで遊んでいてけがした、姉にかまれた跡』との説明があった」旨報告。 ・養育力に課題が感じられ、自宅での寝かしつけ等もできていない様子。
R5. 5. 22		B市保育園	<p>○本児の顔に複数の傷があることを確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母から「右おでこのアザは姉がブロックを投げた。右鼻の傷は自分で引っ掻く。右頬のアザは寝返りのときにできたのではないか」とのこと。
R5. 5. 23		B市保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・母から R5. 6. 10 に引っ越しすると聞き取り。 ・保育園については転園予定とのことであるが、転園はすぐには難しいので通いやすい場所へ転居を勧める。 ・B市児童福祉担当部署へ転居の情報を共有する。
R5. 5. 24		B市児童福祉担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・○A県児童相談所へ電話連絡。 ・転居の情報共有。
同日		B市保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・母へ転園届を手渡す。
R5. 5. 25		B市保育園	<p>○母がB市保育園に転園届を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父の保育理由が就労から疾病に変更されており、別の書類が必要であることを説明したところ、転園ではなく退園にすると

			母が回答する。
同日		B市保育担当部署	○転居を必要とする退園について、B市保育担当部署からB市児童福祉担当部署へ情報提供。 ・B市児童福祉担当部署の情報提供により、本児の父が休職中であることが判明した。 ・保育を必要とする事由を確認するための書類も併せて提出するようB市児童福祉担当部署に伝えた。 ・転居先近隣の保育園等に空きがなかったため、退園でなく、B市保育園に在籍しながら、転園する方法を提示する。
同日		B市保育担当部署	○転居を理由とする退園について、B市保育担当部署からB市福祉担当部署へ確認。 ・B市保育園の近くで転居先を探せないか確認したが、すでに母が入居手続き等を終了しているため変更できなかった。
R5. 5. 26		B市児童福祉担当部署	○本市C児童相談所及びA県児童相談所へ電話連絡。 ・B市保育園を退園する旨父母から連絡があったことを伝える。
同日		本市C児童相談所	○B市福祉担当部署に電話連絡。 ・「父母から本児の保育園退園の話が出ていること、所属先がなくなることは児童相談所として避けたいこと」を伝える。
同日		B市児童福祉担当部署	○関係機関と情報共有。 ・A県児童相談所としてはまだ父母と面識がないため、本市C児童相談所に任せるとのこと。 ・本市C児童相談所は、母と連絡が取れ、R5. 5. 30に訪問約束が取れたとのこと。 ・B市保育園へ、本市C児童相談所及びA県児童相談所の見解を共有、退園届を渡すことは留められないが所属がなくなることのリスクを改めて伝えていただき、提出

			は次月まで待っていただくよう依頼。
R5. 5. 29		B市保育園	○本児の顔に複数の傷があることを確認する。 ・母から「右目下部分の内出血は自分でタオルに顔をこすりつけた。右頬のあごは寝返りでぶつける。両目の目やに等は眼科へ受診する予定」とのこと。 ○退園届（R5. 6. 30 付）を提出。
同日		B市母子保健担当部署	○母へ電話連絡するもつながらず。 ○家庭訪問するも不在。
R5. 5. 30		本市 C 児童相談所 A 県児童相談所	○家庭訪問。 ・母体調不良のため玄関先で話す。 ・R5. 6. 6 に転居する旨確認。 ・母より、保育園が遠いことや環境が変わることでこどもに負担がかかることを危惧して転居後すぐの保育園利用は考えていないとの話が聞かれた。 ・転居後も保育園利用など所属を作ること、不可なら家庭訪問での関係機関を受け入れることを指導し母も受け入れていた。
同日		本市 C 児童相談所	○B市児童福祉担当部署に電話連絡。 ・家庭訪問の結果について報告。 ・保育園については、既に退園手続きをしているため、すぐの対応は難しい。今後B市母子保健担当部署や児童相談所等の訪問で家庭状況を確認しつつ、引き続き、所属を作れることを促していく方針を提案。 ・本日の同行訪問を以て、今後はA県児童相談所が主担当となる旨伝える。
同日		B市母子保健担当部署	○母へ電話連絡。 ・体調不良とのこと。 ・引っ越し手続きのため市役所来所予定との話があり、本児の乳児検診（別冊）を交付するため、母子手帳窓口に寄るよう案内する。

同日		B市保育担当部署	<p>○B市保育園から退園届が届いたため、B市児童福祉担当部署へ情報共有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園を条件に一時保護解除した経緯があることから、6月末までは退園届は受理せずに退園を保留とする。
R5. 5. 31		A県児童相談所	<p>○B市児童福祉担当部署と家庭訪問の状況を共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退園届の状況を確認。 ・入園を条件に一時保護解除した経緯があるため、6月末まで退園を保留する
同日		B市児童福祉担当部署	<p>○B市福祉担当部署から電話連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しについて、6/5契約、6/6引っ越しと聞いている。 ・保育園については、B市保育園が遠いため、送迎が難しいから、退園する予定と母から聞いているとのこと。
R5. 6. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・B市内で転居 ・本児のB市保育園への最終登園日 		
R5. 6. 7		A県児童相談所	<p>○本市C児童相談所からの移管完了。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母からのネグレクトの疑いで関わりを開始する。 ・本市C児童相談所の一時保護等を経て、養育に対して責任を持つ姿勢を見せている。 ・所属の再確保、定期的な訪問ができる社会資源の利用により、養育に資する助言が行われる環境を目標とする。
同日		B市母子保健担当部署	<p>○母へ電話連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しについて確認すると、すでに引っ越ししたとのこと。 ・母からは「保育園はもうやめた。本児はしばらく家で生活する」と説明があった。

			<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当が別の母子保健担当部署に変更になることを母へ伝える。
R5. 6. 9		A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・転居済みであることを確認する。 ・6/12 に家庭訪問を約束。 ○B 市福祉担当部署へ電話連絡 ・転居先住所の確認。
R5. 6. 12		A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・父母、本児が在室。 ・室内は片付けられ、ベビーサークルが設置されていることを確認する。 ・本児に目立った外傷は見当たらず、体調不良な様子も見られなかった。 ・保育園入園は送迎が難しいことを理由に検討していないとのこと。 ・所属が確保されていない現時点では関係機関による頻回訪問を実施していくこととなることを伝える。
同日		B 市福祉担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・室内は引っ越しの段ボールが残っていたが、少しずつ片付けられているとのこと、見たところ整理整頓もきちんとされているようであった。 ・保育園については、転園手続きにあたって必要となった父の書類が間に合わなかったため、退園になったと話す。 ・家の近くに保育園がないため、しばらくは保育園には通わず自宅で過ごさせる予定とのこと。
R5. 6. 16		A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○B 市児童福祉担当部署電話連絡。 ・家庭訪問の状況を共有
同日		A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○B 市保育担当部署へ電話確認。 ・転園する場合は月 10 日以上登園が必要であり、定員も空きがないため、転園が厳しいことを確認。 ・退園後に新規となる場合、就労証明書等

			の書類が必要であり、父母は退園する意向を示しているとのこと。
同日		B市母子保健担当部署	○母へ電話連絡 ・地区担当の変更に伴い、家庭訪問を約束(6/19)。 ・転居してから困っていることはないか尋ねると、小児科専門の病院を知りたいとのことで、訪問時に紹介することとなる。
R5. 6. 19		B市母子保健担当部署	○家庭訪問を実施。 ・本児の体重測定(発育曲線中央)。 ・母の仕事はシフト制だが土日休み。 ・保育園は入れるなら入りたいが、引っ越し前の保育園に連れて行くことは無理で、空きを待つ余裕はないとのこと。 ・父は体調不良で仮眠中。猫二匹飼育、異臭なし。 ・EDPSは0点であったが、育児負担からきている赤ちゃんへの気持ち質問票は12点・台所ゲートやテレビなどのガード類設置を確認。 ・見る限り傷あざなし ・保育園については、母から「昼間預けられたら助かるが、(引っ越し前の)保育園へは無理」と話し、父も「入れるなら入りたいけど」と前向きな返事があった。
R5. 6. 26		B市母子保健担当部署	○A県児童相談所に電話連絡。 ・R5. 6. 19にB市母子保健担当部署が実施した家庭訪問の状況を共有。
R5. 6. 30		B市保育担当部署	退園を決定。
R5. 7. 6		A県児童相談所、B市母子保健担当部署、B市児童福祉担当部署	○個別ケース検討会議実施。 ○各関係機関の情報共有と役割分担について。 ・継続して安心な状況を確認できるまで、関係機関(A県児童相談所、B市児童福祉担当部署、B市母子保健担当部署、B市福

		署	<p>社担当部署の4機関)が連動して頻回に家庭訪問等を継続していく方針を確認する。</p> <p>○B市児童福祉担当部署の発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園入園までのつなぎとして、養育支援事業を案内予定。 ・当該家庭は、通常のケースワークと異なる対応が求められるため、A県児童相談所からB市福祉担当部署へ定期的な家庭訪問などの協力依頼をしてほしいとの要望がある。 <p>○B市母子保健担当部署の発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母より(引っ越し前の)B市保育園は送迎ができない、とのことであったので、近くの保育園の申請をしてもらうよう具体的に働きかける予定。 ・B市母子保健担当部署は、7月第2週で家庭訪問予定。 <p>○B市福祉担当部署(欠席)。</p>
R5.7.10		B市母子保健担当部署	<p>○家庭訪問を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・後期乳児検診、予防接種について案内。 ・母は退職し、無職となった。 ・衛生環境は良好であった。 ・本児の露出している部分に傷あざはない(薄手の半袖半ズボンの着衣)。
R5.7.11		B市母子保健担当部署	<p>○A県児童相談所に電話連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/10に実施した家庭訪問の状況を共有。
R5.7.12		A県児童相談所	<p>○母へ架電。</p> <p>7/20に家庭訪問の約束をとりつける。</p>
R5.7.13		A県児童相談所	<p>○A県児童相談所からB市福祉担当部署へ電話確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月固定で家庭訪問は難しいが、半年程度は月1での家庭訪問を予定であることを確認する。
R5.7.20		A県児童相談所	○母から入電。

		談所	父母とも発熱のため、家庭訪問をキャンセルしたいとのこと。
同日		B市児童福祉担当部署	○A県児童相談所から電話連絡。 ・家庭訪問ができないと個別ケース検討会議で決めた週1回の見守りができなくなることを協議。 ・A県児童相談所に「父母が体調不良でも本児等の現認は可能か」確認したところ、「週1回面談するという在宅指導は入っていないため、父母が体調不良でも本児を現認するという強い指導はできない」との回答を得る。
R5. 7. 21		A県児童相談所	○母へ電話連絡。 ・母の体調が回復していないとのこと。 7/27に家庭訪問を約束。
R5. 7. 26	本児死亡		
R5. 9. 27		A県児童相談所 医療機関	○本児の医療情報を確認。 ・頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などが確認される。 ・目立った傷あざはなく、腕や足の骨折は見られなかった。
R6. 7. 10	傷害及び傷害致死の疑いで母親逮捕		
R6. 7. 31	母は処分保留で釈放。 以降、在宅での捜査が継続された。		
R7. 8. 22	千葉地方検察庁は、母を不起訴とした。		

3 課題

- (1) 自治体間の引継ぎが行われるに際して、安全プランの条件を具体的に決めていなかった。

令和5年4月の一時保護解除決定において、児童相談所による介入の条件等も含めてこの家庭に対してどの程度の支援が具体的に必要かという安全プランが明確に整理されないまま家庭復帰や引継ぎがなされた結果、その後の安全確認が十分に行われなかったと考えられる。

- (2) 自治体間、関係機関の情報共有に際し、状況判断及び連携が十分ではなかった。

本事案には二市間で複数の機関が関わっていたが、一時保護解除のタイミングもある中、移管先市の保育園への情報提供のタイミングで提供元と提供先の意識のズレがあったり、保育園で確認された本児の傷跡の確認についての認識、要保護児童対策地域協議会間での情報提供についてタイミングの認識が一致していなかったりといった点が見受けられた。また、保育園に通えなくなってしまう場所への転居がなされた原因の一つとして考えられるものに B 市福祉担当部署による本家庭への関わり合いがあるが、これも B 市福祉担当部署が「本家庭が要対協のケースである」との認識がないままに関わっていた、といった情報共有が十分ではないゆえの結果と思われる。

(なお、B 市福祉担当部署による本家庭への関わり合いとは、B 市福祉担当部署による転居支援を指す。)

- (3) 提供された情報への対応が不適切だった。

本市 C 児童相談所が B 市保育園から本児について傷あざが見られたとの連絡を受けた際に、写真を撮影した旨の連絡があったにもかかわらず、本市 C 児童相談所はその写真の確認を行っていない。当然に行うべき写真の確認を行っていなかったことは、リスク評価はもとより、提供された情報についての扱いが適切とはいえない状況になっているのではないかと懸念される。

4 再発防止に向けた提言

(1) 評価に基づく安全プランを具体的に作成し、そのプランを元に自治体間での引継ぎも行い支援の連続性、確実性を高めること。

正しい評価に基づいた安全プランの作成は全ての事案について必要であるが、本事案のように養育能力が不安視される親であったり、家庭と支援機関の関係性構築が困難な場合は特に子どもの安全を確保するために、児童相談所の介入の条件や支援の具体的な方法を明確に定めて行うべきであり、自治体間の引継ぎにおいても、それを元に引継ぎを行うべきである。

例えば、家庭訪問の頻度を決めて行う等、どのような支援を行えばある程度子どもの安全が守られるかという所が具体的にあった上で一時保護解除されていれば、引継ぎをされた側もプランの維持も含めて協議することが可能であり、かつそのプランを実践していくことができたと思われる。

(2) 自治体間、関係機関の適切な連携のために状況の見極めを適切に行う。また、関係機関には広く共有を図ること。

自治体間、関係機関の連携に際しては、双方が必要な情報について適切なタイミングで共有を図るべきであるが、リスクを高め持っている方に意識を合わせて、より早いタイミングで行う方がよい。今回のように一時保護を解除して移管を行うというケースの場合、従前に想定していた状態が変化してきたことにより、子どもの安全確保が不透明な状態にあったならば、比較的状況が安定している時に早期に移管を行う、または、移管をすぐには行わず、これまでの関りを持ってきた自治体側が安全を確保できる体制を整えてから再度、移管を行うなど状況に応じた対応変更を行うことも検討されたい。

また、安全プランを含めた情報共有に関しては保育園等直接的に子どもの支援にあたる機関のみならず、家庭に関わる全ての関係機関に共有を図るべきである。

(3) 提供された情報への対応を評価の仕方を含めて見直すこと。

リスクのある家庭に関して新しい情報もたらされた際には、状況の変化が発生している懸念がある。写真など実際の様子がわかる情報については、確認作業を行わなければ、どういう状態なのかも判断することはできない。

この事例をはじめとし、リスク評価や提供情報の取り扱いについては、「誰が」「どのように」「〇〇時間以内に」行うという形で運用を見直し、ルール化・マニュアル化を行うことが望ましい。また、作成後はその実施について徹底化を図り適切な支援を行うこと。

見直しに際しては、どのような工夫がなされて履行が行われているかについて、1年を目途に処遇検討部会において確認ができるようにすること。

【資料】

1 委員名簿

千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 処遇検討部会 委員名簿

部会長	佐藤 慎二	植草学園大学	特命教授
委員	松木 悟志	千葉県医師会	(精神科医)
委員	今田 進	千葉県医師会	(小児科医)
委員	中間 陽子	弁護士	
委員	伊藤 愛	千葉県小中学校長学校運営協議会	(中学校長)

2 検証委員会の開催状況

第1回 令和6年8月28日

- ・検証の目的・方法等の確認
- ・事例の概要把握

第2回 令和6年11月27日

- ・事例の概要把握
- ・ヒアリング・調査事項の整理

(令和7年2月から4月にかけてヒアリングを実施)

第3回 令和7年4月25日

- ・問題点・課題の抽出

第4回 令和7年11月4日

- ・課題と提言

第5回 令和8年3月5日

- ・報告書(案)について

児童死亡事例検証報告書

令和8年3月発行

千葉県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会処遇検討部会

事務局

千葉県こども未来局こども未来部こども家庭支援課

電話 043-245-5615